

ほど結成したもの。

同日は午後一時から日吉水俣病対策市民会議会長の案内で湯の児リハビリテーションセンターにいる重症患者の実情を調査したあと教育会館前で説明会を開いた。

説明会には互助会員約三十人が出席、政府の第三者機関設置をめぐる確約書問題について、「政府が出す結論には異議なく従う」という字句の法的な効力などを説明、裁判所に調停を頼むか、または訴訟に持ち込むよう勧めた。

補償面の法律 的問題説明会

弁護団一行、水俣病
患者家庭互助会員に

水俣病法律問題研究会の弁護団一行八人が二十三日夜水俣市を訪れ、午後二時過ぎから教育会館で水俣病患者家庭互助会員有志に対し補償問題について説明会を行なった。

同会は互助会を支援している県総評が音頭をとり、熊本市内の弁護士有志に呼びかけ、補償問題の法律的な解決を検討しようとする。